乳がん検診の精密検査実施機関基準

-日本乳癌学会·日本乳癌検診学会-

はじめに

乳がん検診の精密検査実施機関基準(以下、本基準)は、乳がん検診により精密検査が必要とされた者(要精検者)が、精密検査実施機関における的確な診断を通じ乳がんの早期発見と適切な治療を保証されること、関連機関が乳がん検診精度向上のための情報を共有することを目的として、日本乳癌学会と日本乳癌検診学会の共同により作成された。

本基準は、乳がん検診の精度管理の一環として、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、地域の乳がん検診精度管理委員会等により精密検査実施機関の認定基準として採用されることを目標とするとともに、任意型検診においても採用されることを目標とする。

I. 精密検査実施機関

乳がん検診の精密検査実施機関は、要精検者に対して下記の検査および診断が行われる施設とする。

- 1) 問診·視触診
- 2)診断用乳房 X 線撮影
- 3)診断用乳房超音波検査
- 4)細胞診·組織診

||. 精密検査実施機関の基準

精密検査は、日本乳癌学会の乳腺専門医(当面の間は認定医も可とする)で以下の検査に習熟した者、あるいはその監督下に行われること。

1) 問診·視触診

乳腺疾患の診療に習熟した医師、あるいは、その監督下に行われること

- 2)診断用乳房X線撮影
- ·NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること
- ・少な〈とも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと
- ·NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する撮影技術および精度管理に関する講習会を修了し、評価B以上の 診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること
- ・NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する読影講習会を修了し、十分な読影能力(評価B以上)を有する医師により読影されること

3)診断用乳房超音波検査

- ・乳腺精密検査用超音波装置として推奨される超音波診断装置に、乳腺用の適切な探触子を接続して使用すること
- ・乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。日本超音波医学会の超音波専門医(総合・乳腺)、超音波検査士(体表)の資格を有しているか、検診のための基本講習プログラムに準じた超音波講習会注を修了していることが望ましい。
 - 注1:JABTS(日本乳腺甲状腺超音波医学会)または日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する2日間の講習会がこれに相当する。
- ・乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること
- ・画像および所見・診断を記録し、保管すること
- 4)細胞診·組織診

- ・細胞診、針生検、及び 吸引式組織生検注2 が可能であること
- 注2:吸引式組織生検が必要な症例(特にマンモグラフィのみで描出可能でステレオマンモグラフィ誘導下の組織診が必要な症例)に 関しては自施設で行うか、可能な施設と連携できること
- ・必要があれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。
- ・細胞診は病理専門医(日本病理学会)または細胞診専門医(日本臨床細胞学会)により、組織診は病理専門医により診断が行われること

Ⅲ. 記録の整備と報告

- ・精密検査結果注3を速やかに検診実施機関または市町村に報告する。
 - 注3:診断のために行われた検査の種類・それに伴う合併症の有無・診断名を含む
- ·精密検査によりがんと診断された者については、確定診断の結果注4、治療の状況注5等について記録し、検診実施機関または市町村に報告するとともに保管する。
- 注4: がんの部位とプロセス評価に必要な項目(臨床病期)を必須とし、できれば最終的な病理組織型・病理学的な病期を含む。
 - 注5:治療を他の機関に依頼した場合にはその施設名を報告する。
- ・また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を検診機関と整備する。

Ⅳ. 精度管理

- 1)精密検査の結果を検診実施機関及び市町村と共有し、検診機関の精度向上に協力する。
- 2) 精密検査実施機関の担当者は、地域における精度管理活動に定期的に参加する。
- 3)精密検査の適正化を図るため、精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検および外科的生検の成績(生検施行率及びがんの割合等)を報告する。
- 4) その他、定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できること

V. 本基準の改定

本基準は適時見直されることが必要である。

附記

- 1)本基準は平成20年12月5日 日本乳癌検診学会評議員会にて、平成21年7月2日 日本乳癌学会評議員会にて承認され、成立した。
- 2) 本基準の改訂は、平成25年11月8日 日本乳癌検診学会評議員会にて、平成26年7月9日 日本乳癌学会評議員会にて 承認された。